

## スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について

### 1 概 要

区立学校に在籍する児童・生徒の問題行動等（いじめ、不登校など）の課題に、関係機関等と連携して支援にあたることを目的として、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置する。

### 2 背 景

児童・生徒の問題行動等の背景には、児童・生徒の置かれた様々な環境の問題（家庭、友人関係等）が複雑に絡み合っており、関係機関等と連携した支援が欠かせない。そこで、様々な環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを構築して、問題を抱える児童・生徒への支援について、対応する必要がある。

また、板橋区における不登校の出現率は、国や都と比較してもやや高く、板橋区における不登校問題の解決に向けて、学校と家庭との連携をより一層図る必要がある。併せて、平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行され、保護者に対して、必要な支援を行うために、教育委員会との連携が求められている。

### 3 配置人数

4人（非常勤職員）

- 社会福祉士、精神保健福祉士等福祉に関する資格を有する者
- 教育や福祉の両面に関して専門的な知識を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績がある者

### 4 配置日数及び勤務時間

月16日、1日7時間45分

### 5 事業開始

平成27年 9月 1日

### 6 配置方法

教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、課題がある児童・生徒がいる区立学校へ派遣し、学校と連携して対応にあたる。

### 7 そ の 他

- 広報いたばし及び区ホームページにおいて募集する。
- 必要な予算については、9月補正において要求する。
- 東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助（1/2補助）を活用する。

### 8 担 当

教育支援センター教育相談係 ☎3579-2195